

令和7（2025）年10月31日開催

令和7（2025）年度

柏崎市農業委員会 第25期 第29回総会議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会 第25期 第29回総会 議事録

- 1 日 時 令和7(2025)年10月31日(金)
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条許可申請について
議第4号 農用地利用集積等促進計画案(貸借)について
議第5号 令和7(2025)年度農業者年金加入推進活動について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午前10時

伊比事務局長

皆様大変お疲れ様でございます。定刻になりましたので、これから第29回総会を開催いたします。

この総会は柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

同規則第4条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしくお願ひいたします。

石塚議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

伊比事務局長

委員数は19人であります。欠席報告1人。遅参報告はありません。現在の出席委員数は18人で、過半数であることを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席委員数は22人です。

石塚議長

ただ今の事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

それでは、1番 春日 知代委員、18番 笹川 宏委員の2人を議事録署名委員に指名します。

石塚議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」、申請番号7が農業委員に関する案件ですので、他の案件と分けて審議します。

では、申請番号1から6までの案件について、事務局の説明を求めます。

吉田主事

はい、事務局でございます。

議第1号 農地法第3条許可の申請番号1から6について、御説明いたします。議案書1ページを御覧ください。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10a当たりの価格の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号1 高柳町門出、畑、525m²。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号2 高柳町門出、田、915m²。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号3 西山町別山、外1筆、田、149m²。自作地の贈与。経営規模拡大。

申請番号4 上条、畑、78m²。自作地の贈与。経営規模拡大。

申請番号5 松波二丁目、畑、178m²。自作地の贈与。新規就農。

申請番号6 水上、外1筆、田及び畑、386m²。自作地の売買。新規就農。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号1から6について、地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第6号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第1号の申請番号1から6までの申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第 1 号の申請番号 1 から 6 までの申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、議第 1 号の申請番号 7 の案件の審議を行います。

当該案件は、農業委員に関する案件ですので、委員の退席を求めます。

— 委員退席 —

石塚議長

では、事務局の説明を求めます。

吉田主事

はい、事務局でございます。

申請番号 7 について、御説明いたします。議案書 2 ページを御覧ください。

申請番号 7 水上、外 11 筆、田及び畑、17,901.91 m²。自作地の売買。経営規模拡大。

審査結果の 1 ページを御覧ください。審査の結果、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 7 の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第 1 号の申請番号 7 の申請案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました委員の入室を求めます。

— 委員入室 —

石塚議長

委員に退席を求めましたが、申請番号 7 の案件は許可処分と決定いたしました。

石塚議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請人、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 東本町三丁目、外 1 筆、畠、600 m²。販売用住宅。第 3 種でございます。

本件につきまして、申請者の亡き夫が申請地において、昭和 50(1975)年頃に書道教室や事務所を兼ねた住宅を建築したことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 2 横山、畠、528 m²。販売用住宅。第 3 種でございます。

本件につきまして、申請者が昭和 23(1948)年頃から申請地を住宅敷地の一部として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 3 中田、田、228 m²。販売用住宅敷地の拡張。第 3 種でございます。

本件につきまして、申請者の亡き先代が自宅に隣接する申請地において昭和 60(1985)年頃に庭を造成し、その後カーポートや物置、通路を設置するなど自宅敷地と一体的に利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 4 西山町北野、畠、507 m²。車庫及び農作業所。第 2 種でございます。

本件につきまして、申請者の親族が申請地において、昭和 29(1954)年頃に農作業所を建築し、その後にコンクリート舗装をして通路や車両の回転場等としても利用していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。申請者は今後、申請地において、新たに車庫を建築する予定となっています。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 4 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 穂波町、田、216 m²。モデルハウス。第 3 種でございます。

本件につきまして、譲渡人が昭和 40(1965) 年代に申請地を埋め立て、その後、砂利を敷いたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

譲受人につきましては、住宅の建築業を営んでおり、申請地にモデルハウスを建築する計画となっています。

申請番号 2 高柳町岡田、田、495 m²。除雪機置場の拡張。第 3 種でございます。

本件につきまして、譲受人は建設業を営んでおり、国道 252 号線の除雪作業も行っております。譲受人は大型除雪機や重機を保有し、申請地に隣接する格納庫を除雪機置場として利用していますが、スペースが不足していることから、敷地を拡張して申請地を除雪機置場として利用することを計画しています。

申請番号 3 南条、外 5 筆、田、254 m²、畑、185 m²、合計 439 m²。資材置場。第 2 種でございます。

本件につきまして、譲渡人は申請地のうち 3 筆において、平成 7(1995) 年に落雷を受けて焼失した小屋の廃材等を置いていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

譲受人は土木工事の請負等を行っており、現在の資材置場が手狭なことから、申請地を利用する計画となっています。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 4 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第3号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第3号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第4号 農用地利用集積等促進計画案（貸借）について」、事務局の説明を求めます。

和田主任

はい、事務局でございます。

それでは、議案書5ページから7ページを御覧ください。議第4号「農用地利用集積等促進計画案（貸借）について」、御説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案について、市の農林水産課から農業委員会の意見を求められております。農地中間管理機構である新潟県農林公社を転貸した賃貸借権の設定となります。

設定期間10年の計画については、地目 田14筆、面積16,730m²、設定期間30年の計画については、地目 田5筆、面積4,468m²です。

この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構である新潟県農林公社に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出、県が許可、公告といった手順を経て、利用権開始の運びとなります。

県の公告予定日は、令和7（2025）年12月26日です。

本件につきましては、本総会の承認をもって、市へこの計画は適当であることを回答いたします。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第 4 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 5 号 令和 7 (2025) 年度農業者年金加入推進活動について」、事務局の説明を求めます。

和田主任

はい。事務局でございます。

議案書 8 ページを御覧ください。議第 5 号 令和 7 (2025) 年度農業者年金加入促進活動について御説明いたします。

続いて、議案書 9 ページを御覧ください。「令和 7 (2025) 年度 柏崎市農業者年金加入推進活動計画について」を御覧ください。番号に沿って、説明します。

1 加入目標数 1 名、令和 7 (2025) 年度新潟県農業者年金加入推進活動基本方針の当市の新規加入目標は、1 名です。全体で 1 名、内訳として若い農業者 1 名、女性農業者 1 名となっております。今年度の加入状況は、農地利用最適化推進委員の 2 名の方に加入していただいております。

2 加入推進対象者 33 名、「加入推進対象者名簿」については、別途に配付しています。

これは、委員の皆さまから候補者として推薦いただいた方や、昨年度からの候補者を引き続き掲載しています。昨年の活動などを勘案して運営会議、事務局で選定しました。

3 加入推進活動強化月間、令和 7 (2025) 年 11 月から令和 8 (2026) 年 2 月までとします。これは、県下統一の加入推進月間と同じです。

4 推進活動班の編成、加入推進対象者の住所や耕作地をもとに、農業委員及び農地利用最適化推進委員の班を編成しました。名簿の裏面に載っております。

5 推進活動の方法、戸別訪問によるチラシの配布、農業者年金加入推進対象候補者名簿を御覧ください。地域に該当者が少ない場合があるかと思いますが、個別訪問の対象者が少ない地域は、名簿の対象になっていない方へも制度の周知のため、チラシの配付をお願いしております。

チラシは、昨年度配付した「農業者年金加入推進セット」に入れてありますので、引き続き、お使いください。まずは制度を知っていただくために、加入できるかどうかは考えず

にチラシを配付していただければと思います。

6 加入推進対象者への配布資料、チラシ3種類、昨年お配りしたセットの中に(1)が入っています。(2)及び(3)は今回配付させていただきました。どの組合せで配布していただいても結構です。今年度購入した(3)「国が支える、大きな安心！農業者年金」は、カラーで見やすいため、是非御活用ください。特に、最後のページの10ページ、11ページには、加入による税制上の優遇措置の内容が載っております。

近年米価が高い水準にあることから、所得上昇に伴う節税対策には大きな効果があります。このような情報をみなさんから発信していただければと思います。

また、普及資材であるティッシュも皆様にお配りいたします。必要な方はお声掛けください。

7 加入推進活動後の報告、推進活動を行った委員は、「農業者年金推進記録簿」に記載し、農業委員会事務局へ提出してください。用紙はセットに入っています。用紙が足りない方は受付に置いてありますので、お帰りの際にお持ち帰りください。

活動報告の提出は、総会の時で結構です。この活動は委託料に反映され、チラシ等の購入等に充当しております。

8 その他、(1)加入推進対象者名簿等には個人情報が載っていますので、取扱いには十分に御留意ください。(2)加入推進対象者以外の方にも、機会をとらえて配布してください。

また、チラシが不足の場合は事務局にお声掛けください。

最近、委員の皆様の推進活動のおかげで、最近農業者年金の問合せが多くきてます。農業者年金は、厚生年金に加入できない農業者を対象に、国民年金の上乗せとして支給される政策年金です。

年々加入数は減少しているものの、加入額は上昇傾向にあるようです。その要因として、先ほどもお伝えしましたが税制上の優遇措置が影響していると思われます。節税対策に加入のお勧めをお願いいたします。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第5号について提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第5号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

本日の議案については以上となります。

続きまして、事務局より事務連絡をお願いします。

伊比事務局長、和田主任

(その他連絡事項)

石塚議長

以上で、本日の日程は終了しました。

閉会 午前10時46分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議長 石塚道宏

署名委員 春日知代

署名委員 笹川宏

出席状況（総会議席表）

(令和7年10月31日現在)

農業委員					
議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	春日知代	出	11	月橋明日香	出
2	小柳直樹	出	12	前澤敏彦	出
3	安野検一	出	13	水野美保	出
4	関矢光孝	出	14	金子武彦	出
5	佐藤敏	出	15	阿部淳一	出
6	内山正和	出	16	灰野善栄	出
7	石塚道宏	出	17	巻口夏美	欠
8	高橋啓子	出	18	笹川宏	出
9	山波剛	出	19	平野松夫	出
10	駒野博実	出			
出席委員		18人	欠席委員		1人
計 19人					

農地利用最適化推進委員					
議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	竹内美博	出	15	上杉英之	出
2	田中正和	欠	16	望月鉄心	出
3	中澤直寛	出	17	武井義明	出
4	中村耕一郎	欠	18	飯塚透	出
5	小林勇	出	19	高橋公人	出
6	濁川武良	出	20	星野邦夫	欠
7	渡辺秀和	出	21	長井昭	出
8	池田直友	出	22	山田信雄	出
9	堀正則	出	23	瀧江嘉輝	欠
10	末崎正男	出	24	大橋昭作	出
11	阿部茂晴	出	25	中村茂幸	出
12	萩野勝茂	出	26	月岡学	欠
13	石黒芳和	出	27	徳永逸雄	出
14	長谷川久雄	出			
出席委員		22人	欠席委員		5人
計 27人					

農業委員会事務局職員

事務局長 伊比 孝、係長 大橋 大、主任 和田 一美、主事 吉田 文香